

建築士事務所廃止届

一級（二級・木造）建築士事務所を廃止したので、建築士法第23条の7の規定により届け出ます。

平成 年 月 日

氏 名

印

指定事務所登録機関

一般社団法人 佐賀県建築士事務所協会会長 様

建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称				
	所 在 地				
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又 は木造建築士事務所 の別				
登 録 申 請 者	個人 である とき	ふりがな 氏 名	建築士の 資 格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	
		住 所	電 話		
	法 人 で あ る と き	ふりがな 名 称			
		事務所所在地	電 話		
		役員の氏名及び役名			
建 築 事 務 所 を 管 理 す る 建 築 士	ふりがな 氏 名		登 録 番 号		
	一級建築士、二級建 築士又は木造建築士 の別		登録を受けた都 道府県名（二級 建築士、木造建 築士の場合）		
現登録年月日及び登録番号		年 月 日	佐賀県知事登録 第	号	
※ 摘 要	1 開設者による廃業 3 開設者の破産 5 法人の合併以外の事由による解散		2 開設者の死亡 4 法人の合併に伴う解散 (※注) 該当する廃止等の事由に○をつけてください。		